

財産及び維持管理区分表（甲：交通局、乙：横浜交通開発株、丙：テナント）

工種	区分	財産区分			維持管理区分						備考
		甲	乙	丙	維持管理※1			日常管理※2			
					甲	乙	丙	甲	乙	丙	
建築	駅舎構造物：柱、梁、天井、スラブ、壁等	○	-	-	○	-	-	-	-	○	既存構造物
	構造躯体：柱、梁、天井スラブ、外壁	-	○	-	-	○	-	-	-	○	店舗用構造物
	内部床：下地モルタル	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	内部床：仕上げ	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	区画用間仕切り：軽鉄下地、下地ボード	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	区画用間仕切り：仕上げ	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	建具：外壁側に面する建具（ガラス含む）	○	-	-	○	-	-	-	-	○	
	建具：コンコースに面する建具（ガラス含む）	-	-	○	-	-	○	-	-	○	防火戸は除く
	内部間仕切り：軽鉄下地、下地ボード	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	内部間仕切り：仕上げ	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	天井：軽鉄下地、下地ボード	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	天井：仕上げ	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	天井：点検口	-	○	-	-	○	-	-	-	○	丙設置のものは全て丙
	看板：店名表示	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	屋上：空調機置場基礎	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	機械設備	給水設備：建物内突出、バルブ止め迄	-	○	-	-	○	-	-	-	○
給水設備：バルブ以降		-	-	○	-	-	○	-	-	○	
排水設備：既設管より建物突出迄		-	○	-	-	○	-	-	-	○	既存配管分岐部分から
排水設備：突出管以降		-	-	○	-	-	○	-	-	○	
給湯・衛生器具		-	-	○	-	-	○	-	-	○	
ガス設備：建物内突出、バルブ止め迄 （新設の場合）		-	○	-	-	○	-	-	-	○	既存配管分岐部分から
ガス設備：バルブ以降（新設の場合）		-	-	○	-	-	○	-	-	○	
空調設備	機器設備	-	-	○	-	-	○	-	-	○	室外機を含む
	配管設備	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	換気設備	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
電気設備	電灯設備：引込開閉器盤迄	-	○	-	-	○	-	-	-	○	商業用電気室から引込
	電灯設備：引込開閉器盤以降	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	動力設備：引込開閉器盤迄	-	○	-	-	○	-	-	-	○	商業用電気室から引込
	動力設備：引込開閉器盤以降	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	電話：一次側迄（建物突出まで）	-	○	-	-	○	-	-	-	○	MDFから引込
	電話：一次側以外	-	-	○	-	-	○	-	-	○	
	光回線：配管（新設の場合）	-	○	-	-	○	-	-	-	○	MDFから設置場所まで
光回線：配線（新設の場合）	-	-	○	-	-	○	-	-	○		
消防設備	防火防煙シャッター	-	○	-	-	○	-	-	-	○	3面全て
	防火戸	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	自動火災報知器設備	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	非常照明	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	誘導灯	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	非常放送	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
	スプリンクラー設備	-	○	-	-	○	-	-	-	○	
消火器	-	-	○	-	-	○	-	-	○		

※1 (1)建物、機械設備、電気設備の定期点検
 (2)破損・故障部分の修繕及び設備等の大規模修繕
 ※2 (1)建物、機械設備、電気設備の日常点検及び清掃
 (2)店舗内外の巡回による破損・故障部分の確認及び修繕依頼
 (3)出入口等の施錠及び解錠